

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府）

制 度 名		公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、控除金額算出に当たって控除する 2000 円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲140 百万円 (ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。		
	(2) 施策の必要性 2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。平成 23 年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		政 策 の 達 成 目 標	市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金額が全額控除対象となることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	【法人】 公益社団・財団法人約 5400 法人（平成 24 年 7 月現在） 【個人】 平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者は 約 23 万人
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	・ 個人が公益社団・財団法人へ寄附した場合の所得税、贈与税及び地方住民税の措置 ・ 公益社団・財団法人自身が寄附した場合の法人税の措置
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		